

鶴岡市告示第 76 号

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 3 条の規定による工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出を規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条の規定による当該地域についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

鶴岡市長 榎 本 政 規

1 事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域

次の各号に掲げる区域

- (1) A 区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域
- (2) B 区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
- (3) C 区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、大宝寺字立野、日枝、湯田川、遠賀原、外内島、高坂字新沢田、字堰下及び字金沢、下清水字打越及び字内田元、井岡字沢田及び字塔ノ腰、みずほ、水沢字水沢尻及び字中布目、大広字山崎、西目字殿田、大荒字大戸川、三瀬字堅田、字越戸、字白山、字殿田、字横町、字宮ノ前及び字獅子畑、由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、由良字由良沢、字古四王田、字腰前、字コタ田、字町田、字道田、字楯下、字村上及び字川原田、小波渡字浜田、堅苔沢字宮田及び字淵ノ上、加茂、湯野浜一丁目、湯野浜二丁目、湯野浜、今泉字大久保及び字真台、金沢字向山、宮沢字小沢、大山字城山、字都沢及び字上柳原、菱津字坂ノ下及び字山栃屋、栃屋字天保恵、下川字関根並びに湯温海字湯温海、字岳ノ腰、字紅葉岡、字湯見ケ代、字湯之里及び字湯之尻の区域

2 1 の指定地域内の事業場において発生する悪臭原因物の排出の規制基準

(1) 悪臭防止法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する規制基準

区域の区分	A 区域	B 区域	C 区域
臭気指数	12	15	19

(2) 悪臭防止法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する規制基準

前号の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

(3) 悪臭防止法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する規制基準

第 1 号の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数